

第30回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和2年11月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 吉岡部長・植田副部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・中村委員・久米博委員・森委員・阪井委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・井出委員・佐竹委員
- 欠席委員 幸田委員・竹内委員・亀井委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 吉岡部長 (部長挨拶)
それでは第30回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は新野地区の中村委員と桑野地区の森委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
ただし、農業委員会等に関する法律第31条により、第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 10ページのNo.12、11ページのNo.13・14については〇〇〇〇〇の案件であるため別途審議とし、この案件以外を一括上程いたします。
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は11月20日に福井公民館において福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相

当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、福井地区お願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は11月20日に福井公民館において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区は11月20日に福井公民館において椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は11月19日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次、桑野地区お願ひします。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は11月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

事務局 議案書の訂正を申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。第6号議案No.13、終期が「R2.12.9」となっておりますが、正しくは「R7.12.9」です。

吉岡部長 次、見能林地区お願ひします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は11月20日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次、富岡地区お願ひします。

阪井委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は11月20日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、宝田地区お願ひします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区今回議案はございません。

吉岡部長 次に、長生地区お願ひします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は11月18日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、中野島地区お願ひします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は11月18日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の16ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、大野地区お願ひします。

服部委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は11月19日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.3について許可相当、No.4については取下としました。

議案書の18ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区今回議案はございません。

吉岡部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は11月18日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の21ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田副部長 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は11月17日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.1は継続審議としました。

議案書の21ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

事務局 議案書6ページの第4号議案No.1の継続審査について、補足説明させていただきます。転用計画者には自己所有の農地が無く、全て借り受けのみで耕作を行っています。また、農業経営の継続を主張するにもかかわらず、農機具の一つも所有していないことから、農業用倉庫の必要性が疑われる案件です。このようなことから、農機具を購入等するように指導し、契約書等の写しを提出するよう求めています。提出が無いことから継続審議と判断しました。なお、来月上旬には目途が立つと聞いております。

吉岡部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

吉岡部長 それでは、意見もないようなので、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇 退室)

吉岡部長 議事を再開します。
それでは、議案書の第6号議案10ページのNo.12、11ページのNo.1

3・14について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

吉岡部長 それでは、議案書の第6号議案10ページのNo.12、11ページのNo.13・14について、承認いたします。
退室した〇〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇〇 入室)

吉岡部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

吉岡部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長 報告します。第30回農地部定例会議案、第1号議案から第6号議案のうち第4号議案No.1については継続審議、第5号議案No.4については取下とし、その他の議案については、全て承認です。

吉岡部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

吉岡部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

事務局 第29回農地部定例会で佐竹委員から質問をいただいております、所有者と転用者が貸借契約を締結し資材置場等として使用する場合は、一時転用に誘導することについて、徳島市では恒久転用が認められたとの質問でしたが、徳島市に問い合わせをしたところ、その案件については永続性が認められたことから、恒久転用を許可したとの回答でした。

阿南市と徳島市では解釈に乖離（かいり）があったことから、県にお願いをして権限移譲を受けている農業委員会を対象に11月6日に取り扱いについての意見交換会を開催しました。その場で確認したことは、必ずしも一時転用にしなければならないものではなく、資力及び信用性、確実性、妥当性

といった許可基準に照らし合わせて個々に判断してくださいとのことでした。

このようなことから、今後は一時転用に誘導するなかで、どうしても一時転用を拒む場合はその理由が妥当なのかを含め、許可基準に照らし合わせ判断していきたいと思います。

吉岡部長 他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 特にありません。

吉岡部長 以上をもちまして、第30回農地部定例会を閉会いたします。次回は、12月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会